

浪江町告示第 38 号

浪江町「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメント審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 12 日

浪江町長 吉田 栄光



浪江町「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメント審査委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、震災及び原発事故の影響により、継承が困難となった地域資源や歴史文化を継承するために制作される浪江町に縁のある動物等を模した津島産石材製モニュメントのデザインを審査するため、「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメント審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 書類審査及びプレゼンテーション候補者の選定（以下「一次審査」という。）に関すること。
- (2) プレゼンテーション審査及び受託候補者の選定（以下「二次審査」という。）に関すること。
- (3) その他審査の実施に関し必要な事務

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員 8 名以内とし、次に掲げる者の中から組織する。

- (1) 庁内関係者
- (2) 専門的な知見を有する者
- (3) デザインに関する有識者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 審査委員会には、委員長を置く。

- 2 一次審査の委員長は副町長、二次審査の委員長は町長がこれに当たる。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を審査委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 委員長に事故等があるときには、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了までとする。

(会議)

第6条 審査委員会の設置及び募集要項の作成に関する会議は事務局が招集する。

2 一次審査及び二次審査に関わる会議は、委員長が招集する。

3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

(一次審査及び二次審査)

第7条 一次審査で、評価項目により総合的に判断して、二次審査の候補として3者程度を決定する。

2 二次審査を行い、最も高い評価となった者を、受託候補者として選定する。

(委員等の責務)

第8条 委員は、応募者に対していかなる援助も行ってはならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、市街地整備課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。